

議案第67号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び大網白里市ガス事業の設置等に関する条例（昭和49年条例第9号）第9条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

大網白里市長 金坂 昌典

1 事件名

千葉地方裁判所八日市場支部 平成30年（ワ）第62号 国家賠償請求事件（交通事故）

2 当事者

原告 個人

被告 大網白里市

代表者 大網白里市長 金坂 昌典

3 損害賠償額

1,705,790円

4 和解条件

(1) 過失割合は、市65%、相手方35%とする。

(2) 市は、相手方に対し、本件事故による損害金2,490,979円の65%に相当する額に遅延損害金等を加えた1,705,790円から既払額755,790円を控除した950,000円の支払義務があることを認める。

(3) 市と相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いては相互に何ら債権債務がない。

5 事件の概要

平成29年1月6日午後0時40分頃、大網白里市経田137番地1地先

において、主要地方道山田台大網白里線を白里方面から国道128号線に向かって走行中の本市職員が運転する公用車が経田交差点を右折するため導流帯に進入したところ相手方の乗用車と接触し、損害が生じたとして、国家賠償法に基づき、金255万2,674円及びこれに対する損害の発生時から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める訴えの提起があったところである。

平成31年2月20日付けで千葉地方裁判所八日市場支部から和解の提案があったことから、和解しようとするものである。